

世田谷区中小企業 緊急特別融資のご案内

年末、年度末に必要な資金、**新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る資金を最大300万円**まで年利**0.3%**であっせんします。
(他の資金と併用可)

■ 受付期間

第1期 ~~令和元年 9月2日(月)～11月29日(金)~~ 【受付終了】

第2期 令和2年 2月3日(月)～ 3月31日(火)

※2月以前に本融資を1度申請された方も、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る運転資金であれば、3月以降に 1回限り申し込み可能。

■ 利用対象者

- ① 申込日現在、中小企業者で世田谷区内に住所または主たる事業所（法人の場合は本店登記所在地）があり、引き続き1年以上同一事業を営んでいること。
- ② 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。
- ③ 申込日までに申告・納付すべき特別区（市町村）民税と個人事業税（法人は法人住民税・法人事業税）を完納していること。
- ④ 営業上必要な許認可等を取得していること。

■ 利用要件

資金使途	・ 年末、年度末に必要な運転資金 ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る運転資金 ※生活資金や既存債務の借り換え・一本化は対象となりません。
限度額	300万円
返済期間	1年6か月以内（据置6か月以内を含む）
利率	0.3%（名目利率2.2% 区負担利率1.9%）
返済方法	据置期間経過後、毎月元金均等返済または一括返済
保証人	法人の場合は代表者個人、個人の場合は原則不要 （金融機関・保証協会の審査により追加が必要な場合あり）
信用保証	必要な場合あり（信用保証料は自己負担）
担保	必要な場合あり

■ 申し込みに必要なもの

■ 法人の場合

- ① あっせん申込書（所定用紙）
- ② 法人代表者印（会社の実印）
- ③ 前期の法人税確定申告書・決算書（一式）
（税務署受付印のあるもの。電子申告の場合は、法人税の確定申告を受け付けた旨の税務署からの受信完了通知（メール詳細）を添付したもの）
- ④ 前期1年間の法人都民税・法人事業税の領収書または納税証明書
- ⑤ 履歴事項全部証明書（3か月以内に発行のもの）

■ 個人の場合

- ① あっせん申込書（所定用紙）
- ② 印鑑（スタンプ式不可）
- ③ 平成30年分の所得税確定申告書および青色申告決算書または収支内訳書一式
（税務署受付印のあるもの。電子申告の場合は、法人税の確定申告を受け付けた旨の税務署からの受信完了通知（メール詳細）を添付したもの）
- ④ 特別区（市町村）民税の領収書または納税証明書（納期到来の最新1年分）
※非課税の場合は、非課税証明書
- ⑤ 最近1年間の個人事業税の領収書または納税証明書（非課税の場合は平成29年分の確定申告書および青色申告決算書または収支内訳書（一式）※最近の所得税確定申告書提出後に事業所所在地等が変更になった場合は、個人事業税申告書変更届（写し）
- ⑥ 居住する自治体の住民票（発行日から3か月以内のもの）

■ 申し込みに必要な税金の証明期間

	申込時期	必要な証明期間
特別区（市町村）民税	9～10月	2018年度3・4期分、2019年度1・2期分
	11月	2018年度4期分、2019年度1～3期分
	2～3月	2019年度1～4期分
個人事業税	9～11月	2018年度2期分、2019年度1期分
	2～3月	2019年度1・2期分

■ 取扱金融機関

都市銀行	みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行
地方銀行	きらぼし銀行、横浜銀行、山梨中央銀行、東日本銀行、阿波銀行
信用金庫	さわやか信用金庫、東京シティ信用金庫、芝信用金庫、西武信用金庫、城南信用金庫、昭和信用金庫、目黒信用金庫、世田谷信用金庫
政府系金融機関	商工組合中央金庫
信用組合	全東栄信用組合、共立信用組合、大東京信用組合
農業協同組合	東京中央農業協同組合

※ 区内及び区に隣接する他区市の一部支店。詳細→<http://www.setagaya-icl.or.jp>

■ 申し込み・お問い合わせ先

公益財団法人 世田谷区産業振興公社 ☎03-3411-6603
〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ4階
<http://www.setagaya-icl.or.jp>